## 保守サービス規約制定のお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、XC-Gate.ENT・XC-DOCの保守サービスに適用される保守サービス規約を 制定しましたので、お知らせいたします。

本規約は2021年10月1日より新たに制定し、同日より適用を開始いたします。 お手数ではございますが、制定後の規約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

## <保守規約概略>

- ・保守開始日は検収書に記入いただいた日付とします。(規約第1条2項、3項)
- ・既に保守サービスをご利用いただいている場合、締結している「保守契約書」が優先適用 されます。(規約第1条4項)
- ・キャンセルまたは途中解約はできないものとし、料金の返金は致しかねます。 (規約第2条3項)
- ・保守開始日を保守申込日の翌月1日から1年間とし、当月末日までは無償サービスとします。(規約第4条)
- ・保守サービス料金については、別途取り決めるものとします。(規約第5条2項)
- ・保守範囲については従来の保守契約の別紙1に記載された事項を踏襲しており、規約本文に記載しております。(規約第7条、第8条)

## <10 月 1 日以降の運用>

- ・お客様が保守規約を承諾いただくことで、保守サービスが開始となります。 当社と書面による保守契約締結は不要です。
- ・保守規約は当社 HP、XC-Gate.ENT 保守会員専用サイトに掲載されます。
- ・お客様には、当社 HP 内の規約のアドレスより事前に規約をご確認いただきます。当社発行の見積書にも規約のアドレスが記載されておりますので、ご確認ください。
- ・やむを得ず保守規約について同意をいただけない場合は、個別契約を締結いたしますので、弊社営業担当までお問い合わせください。

今後ともサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。